

みずほリサーチ 2020 May

みずほ銀行
みずほ総合研究所

●自粛モード下の個人消費動向…………… 1	●外国人材受け入れの現状と課題…………… 3
— 外食・旅行などのサービス消費を中心に、個人消費は大幅に減少 —	— 「特定技能」1年目は見込み外れ —
●変容する中国の対外直接投資…………… 2	●新型コロナウイルス対応で評価を高める台湾の蔡英文政権… 4
— 米国・欧州向けは急減、アジア向けは堅調 —	●食料自給率…………… 4

日本経済

自粛モード下の個人消費動向

— 外食・旅行などのサービス消費を中心に、個人消費は大幅に減少 —

本来であれば、歓送迎会や大型連休によりにぎわう時期であるが、今年はすっかり変わってしまった。新型コロナウイルスによる外出自粛により、繁華街に滞在する人口が大幅に減少しているためである。これ以上の感染拡大を防ぐためとはいえ、自粛モードの高まりは、消費の減少という形で経済にとって深刻な影響を与えている。

消費は大まかには財とサービスに分割できるが、今回の自粛で大きなダメージを受けているのは後者のサービス消費であり、外食や旅行などを中心に大幅減となっている。3月の外食は、持ち帰り可能な業態ではマイナス幅が相対的に小さいが、レストラン・居酒屋などでは、売り上げが前年の6～8割程度まで減少している。3月の旅行消費は、新幹線の輸送量が前年の半分以下であることや、宿泊施設の稼働状況が前年の約4分の1となっている（九州経済調査協会の試算）ことが報告されており、過去に類をみない減少となっている。

財消費については、食料などの生活必需品や衛生関連の消費は前年を超える動きも確認されるが、家電や衣類などの必ずしも急を要しない商品群については、3月時点で前年比▲10～30%程度の減少となっている。また、財消費については、外出の必要がないオンライン上での商品購入が増えており、購入

チャンネルの変化もみられている。

4月は緊急事態宣言の発令を踏まえ、一層の自粛モードの高まりや、休業や営業時間の短縮を行う店舗が相次いでいる。4月の消費は3月以上に大きく落ち込むことが想定される。

先行きの消費は、感染の状況次第であるとは言いえないが、感染が収束に向かわない限り、消費は3～4月の下押しされた状況が続くことになるだろう。また、収束後の消費に対しては、雇用動向が重要な鍵を握る。雇用環境の悪化により家計の所得が落ち込むと、自粛の必要性がなくなっても消費がすぐには元の水準に戻らないためである。しかし、現状でも求人数の減少やベアの見送りなどの動きがみられており、先行きの雇用環境は決して楽観できない。新型コロナウイルス以前の状態に復するまでには相応の時間を要するとみられる。

一方で、景気は循環するものであり、現状のマイナスの動きも、いつかは必ずプラスに転じる。その間は非常に大変だが、コロナ後を見据えて準備すべきことは着実にしておくことが大切であろう。■

みずほ総合研究所 経済調査部
主任エコノミスト 小寺信也
shinya.kotera@mizuho-ri.co.jp

変容する中国の対外直接投資

— 米国・欧州向けは急減、アジア向けは堅調 —

米中間の貿易摩擦は、いったん小康状態にあるが、中国の技術・安全保障に対する米国の警戒感は依然根強い。では、これまでの貿易や技術・安全保障を巡る米中対立により、中国の対米投資、及び対外投資全体にはどのような変化がみられるのだろうか。

政府統計によって中国の対外直接投資の推移をみると、政府の後押しを背景に拡大傾向で推移し、2016年には世界第2位の規模にまで拡大したが、2017年以降は急激に縮小している。

投資縮小の要因を探るためには、国・地域別、業種別の内訳が求められるが、中国の政府統計には限界がある。まず、中国の対外直接投資は香港や租税回避地など他国・地域経由で第三国に投資するものが多いが、公式統計では経由地を投資先としており、最終的な投資先が反映されていない。また、多岐にわたる業種の対外M&Aがひとくくりに「リース・ビジネスサービス」に分類されている可能性が高く、実際の業種別内訳が明らかではない。

こうした政府統計の問題点を補うには、企業レベルのデータを積み上げて作成された民間統計を用いて分析する必要がある。①中国企業の最終的な投資先が反映されており、②政府統計では一部の国・地域のみ公表に限られる国別×産業別の動向を広く把握できるからだ。本稿では、米シンクタンク American Enterprise Institute 作成の“China Global Investment Tracker”（以下、CGIT）を主に活用する。

CGITを用いて中国の対外直接投資動向の内訳を確認すると、国・地域別では米国・欧州向けが近年大幅に縮小している一方、アジア向けは堅調に推移している。業種別では、不動産・娯楽・観光、テクノロジーでの投資減少が目立つ。この結果から、中国の対外直接投資減少の要因は、①欧米諸国での外国企業に対する投資規制強化、②中国の対外投資管理強化、

の2つだと推察される。①は、米国・英国・ドイツなどが、先端技術獲得を狙いとした中国企業の企業買収に対する警戒感を背景に、安全保障上の観点から対内直接投資の規制強化に動いたことを指す。これが、テクノロジー分野、および欧米諸国への投資減少を招いたものと推察される。②は、2016年末から中国が実施している過度な対外投資を抑制するための政策で、不動産や娯楽・観光への投資急減につながったとみられる。

一方、アジアへの投資は、東南アジアや西アジア向けを中心に堅調に推移している。CGITの情報に基づき、中国のアジアでの対外投資の目的を整理すると、①「一帯一路」戦略に紐づいた投資、②成長市場獲得、③コスト削減や貿易摩擦の影響回避のための生産移管、に大別できる。なかでも件数が多いのが、①の一帯一路関連の投資で、交通インフラ、石炭火力発電所、通信などのインフラ建設が代表的だ。②には、インドでの鉄鋼やスマートフォン需要の高まりを受けた工場の設立等が含まれる。③は他項目に比べて案件数が少なく、生産移管が対外投資にまでつながった事例は多くないことが示唆される。

欧米での対内直接投資規制の強化は、今後も中国の対外投資を抑制すると考えられるが、その一方、中国企業は一帯一路関連や成長市場獲得を狙った対外投資を加速させていくだろう。生産移管を目的とした対外投資も、米中対立の長期化や新型コロナウイルスの感染拡大などを受けて、拡大する可能性がある。同じくアジアを主要な対外投資先地域とする日本企業にとっては、アジアで攻勢をかける中国企業とどう向き合うかが、今後ますます重要な課題となろう。■

みずほ総合研究所 欧米調査部
主任エコノミスト 玉井芳野
yoshino.tamai@mizuho-ri.co.jp

外国人材受け入れの現状と課題

— 「特定技能」1年目は見込み外れ —

外国人材の単純労働分野への受け入れ拡大に向けた新たな在留資格として「特定技能1号」と「特定技能2号」が2019年4月に設けられた(図表)。初年度の2019年度は新資格による受け入れが最小で3万人強と想定されていたが、2020年2月末でわずか2,994人とどまっている。

この要因としては以下の3つが挙げられる。第一は、技能に関する試験の合格率の低さ(2020年2月末時点で約6割)である。技能に関する試験の多くは日本語(漢字にはルビ付き)で出題されているため、非漢字圏の外国人にはハードルが高い。

第二は、技能実習から特定技能への移行が進んでいないことである。技能実習には1~3号があり、2号(最長2年)修了者は無試験で特定技能1号に移行できる。技能実習2号の在留者(特定技能1号該当業種)が15万人弱(2019年6月末)であることを踏まえると、特定技能資格取得者は少ない。その理由の一つとして、受け入れ企業に課せられる条件の厳しさがあろう。受け入れ企業には労働、社会保険及び租税に関する法令順守に加え、労働者の非自発的な離職や行方不明者を出していないことなどが求められ、事業者の負担は重い。

第三は、留学から特定技能への移行が容易でないことだ。留学生が特定技能の在留資格へ移行する場合、これまで法令を順守した証明が求められるが、複数のアルバイトの掛け持ち等により制限時間を超えて働いていたケースや、税・社会保険料を正確に納めていなかったケースが少なくない。

今後の特定技能の見通しについては、リーマン・ショックや東日本大震災の後に在留外国人が大きく減少したように、当面は新型コロナウイルスの影響が軽視できない。特に、これまで特定技能の試験合格者数が多い外食業、宿泊業は新型コロナウイルスの直撃を受けている。同ウイルスの影響が残る間、特定技能で受け入れる外国人数は当初見込みを下回って推移することとなる。

しかし、中長期で見れば若年労働者が減少する日本は単純労働を中心に外国人材に依存せざるを得ない。単純労働は基本的に特定技能で行うものと位置付けられた以上、単純労働を希望する外国人の多くは特定技能資格取得を目指すこととなるので、今後は特定技能が増える一方で、単純労働目的の留学は減少していくであろう。留学生のアルバイトは大都市のサービス業に従事するケースが多いことから、大都市サービス業の人手不足への対応が求められよう。

最後に、今後の特定技能の受け入れ拡大に向けた改善点を2つ示したい。第一に、過去の労務や税・社会保険料については、外国人、受け入れ企業ともに当面(2年程度)は厳しく問われないようにすることである。新型コロナウイルスの影響で外国から新たな労働者を迎えることが容易でない以上、当面は既に日本で働いている技能実習生や留学生が引き続き日本で働き続けられる環境整備が重要である。第二に、事実上の移民としての性格付けが色濃くなる特定技能2号の制度設計を着実に進めることだ。特に、建設

業と製造業に限定されている特定技能2号の対象業種を拡充していくことが求められよう。■

みずほ総合研究所 政策調査部
主任研究員 岡田 豊
yutaka.okada@mizuho-ri.co.jp

●「特定技能」の概要

	在留期間	技能	日本語能力	家族帯同
1号	最長5年	試験等で確認(技能実習2号を修了した者は免除)	試験等で確認(技能実習2号を修了した者は免除)	原則不可
2号	制限なし	試験等で確認	試験等での確認は不要	可(配偶者と子)

(資料) 出入国在留管理庁「在留資格「特定技能」について」(2019年7月)より、みずほ総合研究所作成

新型コロナウイルス対応で評価を高める台湾の蔡英文政権

2月後半、日台政府による渡航制限の勧告が出る前であったが、筆者はセミナー登壇のために台湾の台北に赴いた。空席の目立つ機内で健康証明書を記入し、空港で厳重に防疫検査する係員に手渡した。空港で出迎えてくれた台湾の方から頂いたのは既に貴重になっていたマスクで、政府が買い上げて販売数を管理していた。ホテルにチェックインする際は電子体温計で額を検温され、その後、オフィスビルに入る度に検温が続いた。スマートフォンアプリでは感染者の出した地区が表示され、市民は警戒を緩めない様子であった。セミナーは会場とウェブの併用となり、聴衆は全員が検温と手の消毒をされた。

台湾の蔡英文政権が比較的早期からこのような警戒体制を採った背景には、2003年の重症急性呼吸器症候群(SARS)の教訓を生かしたためとの声が多く聞かれた。蔡総統は中国との往来を早期に抑制し、

SARS禍の際に衛生署長を務めた陳建仁副総統と共に中国の新型コロナウイルスの感染状況をいち早くつかんでいたとみられる。結果的に、感染者数の抑制はうまくいっている。蔡政権の新型コロナウイルス肺炎対応は厳格さを伴うもののおおむね好評で、政権支持率は上昇している。

台湾の方からは、「日本は新型コロナウイルスに対する危機感がやや希薄ではないか」との指摘を受けたが、その後の日本の状況を鑑みるに、その指摘を否定はできないだろう。新型コロナウイルスが世界に拡散する中、蔡政権の緊急対応の手腕は国際的に評価されている。蔡政権は5月から2期目に入るが、日本が隣人から学ぶことは多々ありそうである。■

みずほ総合研究所 アジア調査部
 上席主任研究員 酒向浩二
 koji.sako@mizuho-ri.co.jp

🔑 今月のキーワード

食料自給率

Q: 食料自給率とは何ですか。

A: 食料自給率とは、国内の食料消費が、国産でどの程度賅っているかを示す指標です。日本では、政府が品目別の食料自給率を重量ベースで計算するとともに、食料全体の総合食料自給率をカロリーベースや金額ベースで公表しています。一般的には「食料自給率」という場合、総合食料自給率を指すケースが多いようです。

Q: 日本の総合食料自給率は何%ですか。

A: 政府の概算によれば、2018年度の総合食料自給率は、カロリーベースで37%、金額ベースで66%

でした。カロリーベースの数値は、1965年度に調査を開始して以降、最低の水準となりました。食の洋風化を受けたコメの生産量減少やカロリーが高い肉類の輸入量増加により、カロリーベースの食料自給率は長期的な低下傾向にあります。一方、金額ベースの数値は、2017年度と同水準でした。これは、農水産業者の高齢化などに伴い生産量が減少したものの、需給の引き締めによって販売単価が上昇したためと考えられます。

Q: 総合食料自給率の長期目標や実現に向けた対策を教えてください。

A: 政府は、2030年度に食料自給

率をカロリーベースで45%、金額ベースで75%とすることを目標に掲げています。これらの目標値は、2020年3月に閣議決定された農政の新たな基本計画に明記されました。

目標の実現に向けて、政府は農地利用の集約化や情報通信技術の活用を農業者に促す政策を強化する方針です。こうした取り組みにより総合食料自給率を引き上げることは、災害時などにおいても国民に食料を安定供給し続けるうえで、重要といえるでしょう。■

みずほ総合研究所 政策調査部
 主任研究員 堀 千珠
 chizu.hori@mizuho-ri.co.jp

●みずほ総合研究所のホームページでもご覧いただけます。 <https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/research/> ●

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。なお、当社は本情報を無償でのみ提供しております。当社からの無償の情報提供をお望みにならない場合には、配信停止を希望する旨をお知らせ願います。